## 教育電話相談員(育児休業代替非常勤職員)の職務内容及び主な勤務条件

項目	内 容
職名	教育電話相談員(育児休業代替非常勤職員)
雇用期間	令和元年7月7日から令和2年3月31日まで ※ ただし、雇用後に育児休業の期間が当初の予定より短くなった場合 は、教育電話相談員(育児休業代替非常勤職員)の雇用期間も同様に短 縮される。
勤務職場	東京都教育相談センター(新宿区北新宿4-6-1)
職務内容	①幼児、児童・生徒の教育上の問題に関する相談 ②相談に関する統計処理業務、関係機関リスト作成及び資料整理等 ③その他、上司から指示を受けた業務
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分(休憩時間1時間あり)とし、①から③までの交替制 勤務とする。 ①平日A勤8:30~17:15 ②平日D勤12:30~21:15 ③土日祝日A勤8:30~17:15 原則、超過勤務はないが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、 超過勤務を命ずる場合がある。
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの 看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇
報酬	月額194,400円 通勤手当相当額を別途支給(上限55,000円/月)
福利厚生等	福利厚生:一般財団法人東京都人材支援事業団に加入 社会保険:厚生年金、雇用保険、健康保険及び介護保険を適用 健康診断:常勤職員に準じて実施 公務災害:対象